| | | | |
|---|---|---|---|
| 4 | まいわし | 大中型まき網漁業 | 407,000 |
| 5 | まさば及びごまさば | 大中型まき網漁業 | 418,000 |
| 6 | するめいか | 沖合底びき網漁業 | 20,400 |
| | | 大中型まき網漁業 | 6,300 |
| | | いか釣り漁業 | 25,300 |
| | | 小型するめいか釣り漁業 | 34,500 |
| 7 | ずわいがに | 沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業 | 3,913 |

（注１）指定漁業等の種類の欄の漁業は、上記１と同様とする。

（注２）まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばの数量は、第３の４の注２の規定に基づき、ずわいがにの数量は、沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業と都道府県知事が管理する漁業における採捕の動向等を踏まえて、それぞれ必要な場合に改定を行うものとする。

第５の２を次のように改める。

２　第４の２の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。

（単位：トン）

| | 第１種特定海洋生物資源 | 操　業　区　域 | 数　　量 |
|---|---|---|---|
| 1 | すけとうだら | ⑴　日本海の海域 | 3,400 |
| | | ⑵　オホーツク海の海域 | 52,500 |
| | | ⑶　太平洋の海域 | 109,600 |
| 2 | ずわいがに | ⑴　Ａ海域 | 2,752 |
| | | ⑵　Ｂ海域 | 33 |
| | | ⑶　Ｄ海域 | 875 |
| | | ⑷　Ｅ海域 | 253 |

㈱　操業区域の欄の海域は、上記１と同様とする。

第６の２の⑴、⑷、⑸及び⑺を次のように改める。

⑴　さんま

（単位：トン）

| 都道府県名 | 数　　量 |
|---|---|
| 北海道 | 28,000 |
| 岩手県 | 4,000 |

宮城県、千葉県、静岡県、三重県、和歌山県及び長崎県については、若干とする。

⑷　まいわし

（単位：トン）

| 都道府県名 | 数　　量 |
|---|---|
| 千葉県 | 13,000 |
| 石川県 | 19,000 |
| 三重県 | 51,000 |
| 島根県 | 66,000 |
| 長崎県 | 13,000 |

北海道、青森県、岩手県、宮城県、神奈川県、新潟県、富山県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県については、若干とする。

㈱　第３の４の注２に基づき、必要な場合に改定を行うものとする。

⑸　まさば及びごまさば

（単位：トン）

| 都道府県名 | 数　　量 |
|---|---|
| 東京都 | 21,000 |
| 静岡県 | 17,000 |
| 三重県 | 53,000 |
| 和歌山県 | 12,000 |
| 島根県 | 24,000 |
| 高知県 | 12,000 |
| 長崎県 | 32,000 |
| 宮崎県 | 21,000 |
| 鹿児島県 | 27,000 |

北海道、青森県、岩手県、宮城県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、愛知県、京都府、兵庫県、山口県、徳島県、愛媛県、福岡県、熊本県及び大分県については、若干とする。

㈱　第３の４の注２に基づき、必要な場合に改定を行うものとする。

⑺　ずわいがに

（単位：トン）

| 都道府県名 | 数　　量 |
|---|---|
| 北海道 | 168 |
| 秋田県 | 13 |
| 山形県 | 81 |
| 新潟県 | 347 |